

そうだんしつ
相談室 きよサポ

しょう じ そうだんしえん
障がい児相談支援

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

そうだんしつ
相談室 きよサポ
とうじぎょうしょ さっぽろし してい う
当事業所は札幌市の指定を受けています
しょうがいしゃそうごうしえんほう じぎょうしゃばんごう だい
(障害者総合支援法 事業者番号 第0170900294号)

じぎょうしゃ
1. 事業者

じぎょうしゃ めいしょう 事業者の名称	いりょうほうじんしゃだん ごふうかい 医療法人社団 五風会
ほうじんしょざいち 法人所在地	ほっかいどうさっぽろしきよたくしんえい 北海道札幌市清田区真栄319
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	ほうじんだいひょう もり いちや 法人代表 森 一也
でんわばんごう FAXばんごう 電話番号・FAX番号	でんわ 電話 011-884-6878 FAX 011-884-6731

じぎょうしょ がいよう
2. 事業所の概要

じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	そうだんしつ 相談室 きよサポ
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	ほっかいどうさっぽろししろいしくなんごうどおり ちょうめみなみ ほん ごう おおきど かい 北海道札幌市白石区南郷通14丁目南4番8号 キャッスル大木戸1階
でんわばんごう ばんごう 電話番号FAX番号	でんわ 電話 011-860-1750 FAX 011-860-1760
メールアドレス	gohuu_sd@kiyosapo.jp
かんりしやしめい 管理者氏名	かんりしや みやぎ てつじ 管理者 宮城 徹士
じぎょう もくてき 事業の目的	(1) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者 ^{りようしや} と対等な関係の中で、自立 ^{じりつ} した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮 ^{はいりよ} します。利用者 ^{りようしや} の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。 (2) 利用者 ^{りようしや} に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者 ^{じぎょうしや} に偏ることのないよう、公正中立に行います。 (3) 地域のニーズを把握し社会資源の評価に努め必要な資源を調整創設 ^{そうせつ} するため具体的支援 ^{ぐたいてきしえん} につなげます。
かいせつねんがつび 開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成24年9月25日

3. 事業所の職員体制

職員の配置基準については指定基準を遵守しています。

職種	職員配置	常勤・非常勤	指定基準	常勤換算
管理者	1名	常勤	1名	0.1
相談支援専門員	6名	常勤	1名	5.0
相談員	1名	常勤	1名	1

4. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日（土曜日、日曜日、祝日及び12月30日～1月3日を除く）
営業時間 サービス提供時間	月～金 9:00～17:00

5. 通常の実施地域

札幌市白石区

6. 障がい児相談支援の提供方法及び内容

(1) 障がい児支援利用計画を作成

【計画作成までの流れ】

相談支援専門員は、利用者及び家族と面接して利用者の心身の状況、その置かれている環境及び利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

把握した課題に対応するための適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及び家族の生活に対する意向・総合的な援助の方針・生活全般の解決すべき課題・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期・福祉サービス等の種類を記載した障がい児支援利用計画の原案を作成します。

支給決定等が行われた後に、作成した障がい児支援利用計画書の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で障がい児支援利用計画を決定するものとします。

(2) サービス等利用計画のモニタリングを実施します。

<p>計画の実施状況の把握及び計画の変更等</p>	<p>利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に 行いつつ、作成した障がい児支援利用計画の実施状況を把握します。 必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな 支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給 決定等に係る申請の支援を行います。</p>
---------------------------	---

(3) 障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が
障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その
他の便宜の提供を行います。

7. 利用料金

<p>相談支援利用料</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受理します。 この場合は、利用者の負担はありません。</p>
<p>交通費</p>	<p>利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問 して指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供した際には、運営 規定に基づき、その実費をいただく場合があります。 ■公共交通機関を利用した場合 ⇒ 公共交通機関の定める運賃 ■事業所の自動車を使用した場合 ⇒ 移動距離 (km) × 50円</p>

8. 利用料金の支払い方法

交通費の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月に請求しますので、所定の期日までに現金又は
振込でお支払いください。

9. サービス提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間
保存しております。また、利用者が他の相談支援事業所の利用を希望する場合、その他申出があ
った場合には、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

【本事業所にて保存している記録】

- ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
 - サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
 - アセスメントの記録
 - サービス担当者会議等の記録
 - モニタリングの結果の記録
- ・利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ・利用者からの苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口

苦情解決責任者：宮城 徹士 (管理者)
 苦情受付担当者：各相談員 (相談支援専門員等)
 電話：011-860-1750 FAX：011-860-1760

(2) 苦情受付機関

さつぽろしろいしくやくしよ 札幌白石区役所 ほけんふくしほけんふくしか 保健福祉部保健福祉課	所在地 北海道札幌市白石区南郷通1丁目南8-1 電話番号 011-861-2400 FAX番号 011-861-2608
さつぽろしほけんふくしきよく 札幌市保健福祉局 しょうほけんふくしぶ 障がい保健福祉部 しょうふくしか 障がい福祉課	所在地 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 電話番号 011-211-2936 FAX番号 011-218-6311
ほっかいどううんえいてきせいはいいんかい 北海道運営適正化委員会	所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 ほっかいどうしゃかいふくしそごう 北海道社会福祉総合センター内 5階 電話番号 011-204-6310 FAX番号 011-204-6311

11. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 宮城 徹士
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

12. 損害賠償保険の加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険者会社名：あいおいニッセイ同和損保株式会社

保険名：介護保険・社会福祉事業者総合保険

指定計画相談支援の提供にあたり、本書面に基^てづいて、重要^な事項の説明^を行^いました。

令和 年 月 日

事業者

事業所名 > 相談室 きよサポ

住所 > 北海道札幌市白石区南郷通14丁目 南4番8号
キャッスル大木戸1階

説明者氏名 > _____ 印

私は、本書面に基^づいて事業者から指定計画相談支援の提供にあたり、重要事項の説明^を受^け、同意^しました。

利用者

氏名 > _____ 印

住所 > _____

だいにん
(代理人)

氏名 > _____ 印

住所 > _____

続柄 > _____

